

### 姉妹・友好都市の宿泊施設

市の姉妹都市・友好都市にある契約施設に宿泊する場合、宿泊料金の一部を助成しています。ぜひご利用ください。  
 姉妹都市…福島県南会津郡下郷町  
 友好都市…千葉県勝浦市  
 姉妹都市であった山梨県須玉町は合併し、北杜市となりましたが、当面この制度は北杜市須玉町にある宿泊施設のみご利用いただけます。

助成金額(1泊につき)

旅館 大人(13歳以上)…千500円、小人(3歳以上13歳未満)…千200円 民宿 大人(13歳以上)…千200円、小人(3歳以上13歳未満)…千円

利用方法

宿泊施設一覧(生活文化課(田無庁舎2階)・両庁舎ロビー・各出張所に設置)からご希望の施設に直接連絡をし、予約申し込みをしてください。

予約が取れたら、事前に生活文化課へ利用券の申請にお越しください(電話での申請は不可)。その際には、保険証など身分証明になるものをご持参ください(印鑑不要)。

申請内容を確認後、利用券を発行しますので、利用当日に券を宿泊施設に提出してください。

ご家族やグループ等で宿泊される場合も、この制度を利用できる方は、市内在住(住民基本台帳または外国人登録法により市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている)方に限られます。それ以外の方は、対象になりませんのでご注意ください。

利用限度:一人1年間2泊までです。  
 詳しくは、お問い合わせください。  
 生活文化課(☎内線1413)

開催日	行事名	場所
7月2日(日)	半夏まつり	下郷町
7月22日(土)	鶴原の大名行列	勝浦市
7月下旬	湯野上温泉まつり	下郷町
8月12日(土)	かつうら若潮まつり(花火大会)	勝浦市
9月2日(土)~3日(日)	“遊・湯・悠”そばフラワーフェスティバル	下郷町
9月12日(火)~15日(金)	勝浦の秋まつり(神輿練り歩き)	勝浦市
10月上旬	須玉甲斐源氏まつり	北杜市須玉町
10月上旬	コスモフェスタIN勝浦	勝浦市
11月4日(土)	いんべやあフェスタ勝浦	勝浦市
2月10日(土)~11日(日)	大内宿雪まつり	下郷町
2月下旬~3月上旬	かつうらピックひな祭り	勝浦市

### 『参画で 職場に活気 家庭にゆとり』

~6月23日(金)から29日(木)は 男女共同参画週間です~

国では、毎年「男女共同参画週間」を実施しています。今年度は、見出しの標語の下、広報啓発活動を実施します。  
 市でも、「一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」という基本理念の下、市民の皆さんが固定的な家族像や男女の役割にとらわれることなく暮らせるよう、講座や講演、相談事業を行い、男女共同参画社会の実現をめざしています。  
 男女平等推進係(☎450-0055)

### 住みリフォームなど暮らしの方向

市内の建築関連事業者で組織する西東京市住みリフォーム幹旋センターを通して、住宅増改築や修繕・畳・植木・塗装・屋根など、各種職人さんをお呼びします。  
 受付 消費者センター 午前9時~午後4時30分  
 また、住宅増改築相談を毎月第1金曜日(休日に当たるときは翌週)午後1時30分~4時、田無庁舎2階・保谷庁舎1階のロビーで行っています。  
 消費者センター(☎425・4141)

### 消費生活相談Q&A

「素人でも自宅で収入が得られると言われ…」

このような商法は、特定商取引法の業務提供誘引販売に該当し、契約書面の交付義務やクーリング・オフ20日間などの消費者保護を図られます。しかし、法律を守らないとか、事例のように連絡が取れなくなる事業者も多く、契約には特に注意が必要です。

Q インターネットの広告を見て、ホームページ作成内職の資料請求をした。その後電話で「パソコンをやったことがある人なら誰でもできる、CDROMの購入代金は収入から簡単に返せる」と言われ契約したが、収入にならないので解約したい。  
 A 契約に至るまでの経緯を書面にして解約を申し出るよう助言しましたが、すでに事業者は倒産しており、連絡が取れませんでした。支払いはクレジット契約で、信販会社に倒産により約束手控えがなくなり、既払い放棄となりました。これは、自宅でできる仕事「素人大歓迎」などと広告し、フルタイムで働くことが難しい主婦などをターゲットにしている事業者がターゲットに狙われています。

## 無料市民相談

内容	日時	場所	
一般市民相談	毎週月曜日~金曜日午前8時30分~午後5時	(田)(保)	
専門相談(予約制)	法律相談	6月28日、7月6日・7日 午前9時~正午 7月6日は人権・身の上相談を兼ねる 6月22日午前9時~正午で、人権・身の上相談を兼ねる 7月4日・5日・11日 午後1時30分~4時30分	(田)(保)
	人権・身の上相談	7月6日 午前9時~正午 6月22日 午前9時~正午	(田)(保)
	税務相談	7月14日 午後1時30分~4時30分 7月7日 午後1時30分~4時30分	(田)(保)
	不動産相談	7月6日 午後1時30分~4時30分 7月13日 午後1時30分~4時30分	(田)(保)
	登記相談	7月13日 午後1時30分~4時30分 6月15日 午後1時30分~4時30分	(田)(保)
	表示登記相談	7月13日 午後1時30分~4時30分 6月15日 午後1時30分~4時30分	(田)(保)
	交通事故相談	7月12日 午後1時30分~4時30分 6月28日 午後1時30分~4時30分	(田)(保)
	年金・労災・雇用保険・人事一般相談	7月10日 午後1時30分~4時30分	(保)
	行政相談	6月16日 午後1時30分~4時30分 7月6日 午後1時30分~4時30分	(田)(保)
	相続・遺言・成年後見等手続相談	7月14日 午後1時30分~4時30分	(保)

内容	日時	場所	問合せ
消費生活相談	毎週月曜日~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時	消費者センター(☎425-4040)	
住宅増改築相談	7月7日 午後1時30分~4時	田無庁舎2階ロビー 保谷庁舎1階ロビー	消費者センター(☎425-4141)
動物相談	6月21日、7月19日 午後1時30分~2時30分	田無庁舎2階ロビー 保谷庁舎1階ロビー	環境保全課(☎464-1311内線2212)
子ども家庭相談(電話・面接)	毎週火曜日~土曜日 午前9時~午後4時	コール田無3階子ども家庭支援センター相談室	子ども家庭支援センター(☎451-0600) 相談専用電話(☎451-0808)
母子相談	毎週火曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時	保谷庁舎1階生活福祉課	(☎464-1311内線2351) 事前連絡をしてください
教育相談	毎週月曜日~金曜日 午前9時~午後5時	保谷庁舎4階 田無庁舎5階(予約のみ)	教育相談課(☎464-1311内線2641) 電話相談(☎425-4972)
女性 悩みなんでも相談(電話・面接)	月・火・金曜日 午前10時~午後4時 木曜日午後3時~8時	市民会館2階相談室	悩みなんでも相談(☎450-0222) カウンセリング(☎450-0222)
相談 からだの相談(面接)	水曜日午後3時~8時、土曜日午前10時~午後4時 7月12日 午前10時~正午	市民会館2階相談室	からだの相談予約電話(☎450-0055) 生活文化課男女平等推進係(☎450-0055)
電話医療相談(西東京市医師会)	6月20日耳鼻科・27日内科 午後1時30分~2時30分		(☎438-1100)
電話歯科相談(西東京市歯科医師会)	6月16日・23日・30日 午後0時30分~1時30分		(☎466-2033)